

社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 アソカ仁寿会
- (2) 法人所在地 長崎県佐世保市松瀬町 1150 番地
- (3) 電話番号 0956-49-6070
- (4) 代表者氏名 理事長 山崎 一人
- (5) 設立年月 平成7年12月28日

2. 事業所の概要

(1) 介護保険事業所名及び指定番号

社会福祉法人 アソカ仁寿会 あそかのもり

平成11年10月1日指定 長崎県 4270200225号(指定居宅介護支援事業所)

令和6年4月1日指定 佐世保市 4270200225号(指定介護予防支援事業所)

※ 当事業所は特別養護老人ホームあそかのもりに併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあるご利用者に対し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

また、その居宅介護支援に基づいたサービスが確保されるよう、それぞれの指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者やその他の者との連絡調整等を行います。

(3) 事業所の名称

社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり

(4) 事業所の所在地

長崎県佐世保市松瀬町 1150 番地

(5) 電話番号

(代表) 0956-49-6070 (居宅介護支援事業所/介護予防支援事業所) 0956-49-6010

(6) 管理者氏名

主任介護支援専門員 堤 美世子

(7) 事業所の運営方針

- ・事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、ご利用者の心身状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し適切な介護サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ・利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者に不当に偏ることの無いよう公正中立に行います。
- ・指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して以下の項目について介護支援専門員に説明を求めることができます。
- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができます。

- ・利用者は居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・指定居宅介護支援/指定介護予防事業者の提供の開始に際し、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供された者の割合。なお前述の「前6か月間」については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成されたケアプランを対象とします。

① 前期（3月1日から8月末日） ② 後期（9月1日から2月末日）

- ・指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が入院する場合、介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えるよう求めなければならない。
- ・関係市町村、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

（8）開設年月 平成12年4月1日

（9）通常の事業の実施地域

佐世保市北部地域（別紙1 参照 通常の事業の実施地域）

（10）営業日及び営業時間

営業日	受付時間
年中無休	8：30 ～ 17：30

※24時間電話による連絡受付が可能です。

（居宅介護支援事業所/介護予防支援事業所）

☎ 0956-49-6010 昼間 8：30～17：30

（代表）☎ 0956-49-6070 夜間 17：30～ 8：30

3. 職員の配置状況

職 種	常勤	非常勤	業務内容
管 理 者	1名		総合管理, サービス調整, プラン作成
主任介護支援専門員	1名		サービス調整、プラン作成
介護支援専門員	3名		サービス調整、プラン作成

4. 居宅介護支援・介護予防支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容（契約書第4条）

- ① ご利用者等から依頼を受けて居宅を訪問し、ご利用者およびご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者及びご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。

- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画書・介護予防サービス計画書の原案に位置づけた居宅サービス・介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分します。その上でサービスの種類、内容、利用料等についてご利用者及びご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づき、居宅サービス・介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他との連絡調整等の便宜の提供を行います。その際、各関係機関の連携に必要な人情報を提供する場合、ご利用者またはご家族の文書による同意を受けます。(契約書第13条)
- ⑥ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後においても、居宅サービス事業者との連絡を継続的に実施し、(居宅)少なくとも月1回、(介護予防)少なくとも3か月に1回はご利用者の居宅を訪問して、ご利用者等に面接します。
その上で計画の実施状況の把握及びご利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、居宅サービス事業所・介護予防サービス等との連絡調整その他の便宜を行います。
- ⑦ 利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑧ 介護保険施設から退院又は退所しようとするご利用者及びご家族から依頼があった場合には居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成等の援助を行います。

5. 利用料金 (契約書第11条)

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

★★★保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月につき規定の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、佐世保市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。★★★

居宅介護支援費・介護予防支援費 (1ヶ月につき)

要介護 1・2	10,860 円	+	・ 特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	など
要介護 3・4・5	14,110 円		・ 初回加算	3,000 円	
要支援 1・2	4,720 円		・ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円	
			・ 退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円	

(2) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。(TEL・FAXでも可能)

当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介します。

自動終了する場合

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）・要支援と認定された場合。(条件を変更して再度契約することができます。)
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

その他の場合

ご利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、あるいは説明により了解を得た場合、即座にサービスを終了させていただきます。

7. 苦情の受付について

ご利用者又はそのご家族より苦情の申し出があった場合、解決までの処理は以下のようになります。

- ① はじめに、苦情受付担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受付、内容を確認した上で、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 苦情受付担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、苦情解決責任者及び苦情相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③ 事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者委員の立ち合いのもと、利用者との話し合いを行い解決する。
- ④ ③で解決が困難な場合は、下記の行政機関に申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を伝え指示を仰ぐものとする。
- ⑤ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過と結果について記録をする。
苦情解決責任者は、改善を約束した事項について、随時苦情申出人へ報告する。
- ⑥ 申出のあった事項について、事業所での改善に取り組む。
職員参加によるサービス改善、向上のための取り組みの場を設け、個別の事例ごとに対策を検討する。
- ⑦ 苦情解決責任者は、苦情解決に向けての取り組み実績を「広報誌」等で公表する。
- ⑧ 苦情の内容が緊急な対応を必要とされる場合で、委員会の開催が困難な場合、委員会の委員長又は代わる委員が対応方法を第三者委員に相談し、迅速かつ適切に対応し、速やかに苦情処理責任者に報告するものとする。

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

【責 任 者】(特別養護老人ホームあそかのもり) 施設長	大坂 晴子
【相談・苦情窓口】	管理者 堤 美世子
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 TEL. 49-6010
但し、電話等により 24 時間連絡が可能な状態にしています。	

※苦情受付ボックスを 1 階浴室横に設置しています。

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からの当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。

利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連絡先
鶴田 竹一	佐世保市知見寺町 1350 番地 2 TEL. 0956-40-8388

(3) 行政機関その他苦情受付機関

佐世保市長寿社会課 (長寿社会課)	佐世保市八幡町 1-10 TEL. 0956-24-1111 FAX. 0956-25-9670 受付時間 8:30-17:15
佐世保市社会福祉協議会	佐世保市八幡町 6-1 TEL. 0956-23-3174 FAX. 0956-23-3175 受付時間 8:30-17:15
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	長崎市今博多町 8-2 TEL. 095-826-7293 FAX. 095-826-1779 受付時間 8:30-17:15

8. 事故防止および事故発生時の対応について (契約書第 16 条)

当事業所では、事故予防のため事故対応マニュアル等により職員の研修を行っておりますが、万一、事故が発生した場合、迅速に対応を行うとともに、可能な限りの措置を講じます。

(別紙 2 参照：事故対応マニュアル)

9. 虐待防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。
- (4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

虐待防止に関する責任者	：(特別養護老人ホームあそかのもり) 施設長 大坂 晴子
担当者	： 管理者 堤 美世子

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを佐世保市に通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。
- (7) 苦情解決体制を整備しています。

10. 秘密保持について

- (1) 従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は従業者でなくなった後においても同様です。
- (2) 事業者は、重要事項説明の同意を持って、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。
 - ① 要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ② 主治医等が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ③ 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・介護保険施設の関係人がサービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる場合。

11. 研修について

事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため、積極的に研修へ参加し業務体制を整備いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて 重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 長崎県佐世保市松瀬町 1150 番地

法人名 社会福祉法人 アソカ仁寿会

代表者名 理事長 山崎 一人

事業所名 社会福祉法人アソカ仁寿会 あそかのもり
居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

説明者 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援事業・介護予防支援事業についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所 _____ 佐世保市

氏 名 _____ (印)

代理人・代筆者・身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(関係：家族・その他)

通常の事業の実施地域

佐世保市北部地域

大野地区

瀬戸越 1 ～ 4 丁目 瀬戸越町 松瀬町 原分町 大野町
 田原町 楠木町 知見寺町 矢峰町 松原町

春日地区

桜木町 赤木町 春日町 横尾町

中里地区

中里町 上本山町 下本山町 八の久保町 岳野町 吉岡町
 小川内町 皆瀬町 野中町 十文野町 白仁田町 牧の地町
 踊石町 菰田町

柚木地区

柚木元町 筒井町 潜木町 上柚木町 柚木町 小舟町
 高花町 戸ヶ倉町 里美町 川谷町 下宇戸町

相浦地区

上相浦町 相浦町 木宮町 光町 棚方町 愛宕町 竹辺町
 川下町 大潟町 母ヶ浦町 日野町 星和台町 椎木町
 浅子町

世知原地区

赤木場 岩谷口 上野原 太田 開作 木浦原 北川内
 栗迎 中通 長田代 西ノ岳 筥瀬 矢櫃 槍巻

吉井地区

板樋 大渡 乙石尾 踊瀬 梶木場 上吉田 下原 草ノ尾
 高峰 立石 田原 直谷 橋川内 橋口 春名 福井
 前岳 吉元

社会福祉法人アソカ仁寿会 事故対応マニュアル

1. 利用者への対応

利用者が事故により、身体に障害を発生している場合は、治療、生命維持のための可能な限りの応急処置をとる。

- (1) 事故を起こした当事者は、事故受付担当者に報告する。

事故受付担当者は速やかに事故解決責任者(施設長)と管理責任者(理事長)に報告し、指示を得るとともに、他のスタッフと協力し、最善の処置をとる。

2. 利用者の家族への連絡

説明は事故受付担当者が行い、速やかに事実を伝える。

事故解決責任者(施設長)管理責任者(理事長)は、解決まで責任をもって誠実に対応する。

- (1) 事故発生当初には、不明なところもあるが、事故発生の状況の説明は、慎重かつ確実に行う。当初不明確であった状況も後日、必ず家族に伝える。
- (2) 利用者、家族の緊急連絡先は、必ず把握しておく。

3. 事故状況把握

正確な把握が必要で、再度の事故防止策として、当日カンファレンスを行い、防止策の検討を行い実施する。

- (1) 事故の概要をできるだけ詳細に記載できる様式にした事故報告書を作成する。
- (2) 物損事故の場合は、その損害品も撮影する。

4. 関係機関への届出報告

事故の程度、状況に応じて関係機関へ施設長、理事長が連絡する。

【行政機関】 佐世保市長寿社会課

【警察】 利用者が死亡した場合等、重大事故と判断される場合

【顧問弁護士】

【保険会社】 事務担当者が行う。